

2023年2月8日

リ・ジェネレーション株式会社 御中

東京都台東区上野1丁目15番3号  
株式会社ナガホリ  
代表取締役社長 長堀 慶太

## 質 問 状

前略 当社は、2022年2月7日付け「臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2023年3月16日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを決定致しましたが、貴社ないし貴社代表者尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）に関する事項や貴社が当社取締役に選任することを求めている尾端氏を含む4名の候補者の当社取締役としての資質・適格性に関連する事項等、本臨時株主総会での議案の審議に際して株主の皆様の判断に際して必要又は参考となると思われる事項につき、以下のとおり質問事項を送付致しますので、提案株主である貴社の回答を求めます。以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。なお、当社のこれまでの書面における貴社に対する質問事項のうち回答頂けていない質問の一部も再度記載しておりますので、便宜上、追加の質問事項と分けて記載しております。

なお、当社としては、貴社からの株主提案に関する当社の意見を決定・公表する前に、当社が抱えている懸念点や疑問点（2023年1月18日付けダイヤモンド・オンライン記事「宝飾大手ナガホリに“マルチ商法集団”と指摘された筆頭株主が大反論！『長堀社長は限界だ』」によれば、尾端氏は自らが過去に2年ほどマルチ商法に携わっていた事実を明らかにするなど、これまでの当社の懸念や疑問をさらに深めるような言動に出ています。）を提案株主の代表者を含めた取締役候補者に対して直接ご質問し、詳細のご説明を頂く機会を設け、貴社の代表者を含めた取締役候補者から得た情報を公開することが当社の全ての株主の皆様のご検討及びご判断に資するものと判断し、2023年1月31日に、ファクシミリにより、代理人弁護士を通じて、貴社に対して当社役員と提案株主の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診を行いました。

然るに、貴社は、当社代表取締役と提案株主の代表者のみの1対1の面談に固執され、また、会場についても、貴社の希望を踏まえ当社が当初提案した当社本社での開催から譲歩して、中間案として、当社以外の会議室での開催を提示したにも拘らず、貴社本社での開催に固執される等、合理的な理由なく当社役員と貴社の代表者を含めた取締役候補者との面談の打診に応じて頂けなかったことから、当該面談は実現に至りませんでした。

以上のような状況に鑑み、本臨時株主総会での議案の審議に際して株主の皆様にとって参考となると思われる事項をご回答頂くべく、本質問状を送付するに至りましたことをここに申し添えます。これまでは、取締役候補者に関するネガティブな情報を貴社がご回答を避けられてきたことは明らかなですが、そのような情報も株主の皆様のご検討及びご判断に資するものですので、当社の経営陣の交代を提案される以上、詳らかにご回答頂きますよう、よろしくお願い致します。

なお、当社と致しましては、当社の質問及び貴社のご回答そのものを公表することで、当社の解釈や要約の正確性の問題を惹起せずに関情報を開示することができることから、投資家の投資判断に重要と思われる事項として、貴社とのやり取りについても継続的に開示しています。貴社からも、7月14日付け「要望書」以降、当社ホームページでの開示をご要請頂いており、このような公表についてはご了承頂いていると理解しておりますので、本書面及びご回答に関しても、従前と同様に当社が公表致しますので、予めご承知おきください<sup>1</sup>。また、念のため付言いたしますと、当社の質問状及び貴社の回答書等の開示は、東京証券取引所における適時開示としてではなく、当社ウェブサイトによる任意開示として行う予定であり、ご回答の内容（或いは未回答であればその事実）について、場合によっては金融当局や証券当局及び当社が株主管理の一環で把握している貴社の取引金融機関等に対して情報提供を行う可能性がございます。

なお、本書面につきましては、本臨時株主総会までに時間が限られていることに鑑み、ファクシミリにて送信した書面を正式書面とさせていただきます。

#### 1 貴社が擁立した取締役候補者4名に関する質問事項について

貴社は、本臨時株主総会において、独立社外取締役を含む当社の現任取締役6名全員の解任と、貴社代表者尾端氏を含む貴社が擁立した取締役候補者4名の選任を提案されているため、貴社の目的は当社の経営支配権の取得にあると考えられ、そのことを貴社も否定しておられませんが、当社は、ブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠な宝飾品販売事業を営む上場会社であって、マネー・ローンダリング防止のために犯罪収益移転防止法の適用を受けるなど法令遵守が特に求められるため、各候補者に関する以下の各

<sup>1</sup> 貴社の回答書（7）以降、貴社からは、貴社の回答書の開示時期について、当社が受領次第開示することを要請されていますが、後記のとおり、当社の質問に対して誠実にお答え頂いているとは思われないため、投資家の誤解を招かないよう当社の回答及び質問状と併せて開示しております。本書面のご回答に関しても、ご回答の内容によっては、開示時期については、同様に扱う可能性がございますので、ご留意ください。繰り返しになりますが、貴社のウェブサイトでは、当社とは異なり、当社からの回答及び質問状は開示をされず、貴社が発出した書面のみを掲載されていると認識しており、斯様な貴社のウェブサイトでの開示姿勢にも拘らず、当社ウェブサイトでの貴社書面の即時の開示をご要請されているのは（当社が上場会社である点を考慮しても）一貫性のない対応であり理解に苦しむところです。

質問事項に対して詳細にご説明ください。

(1) 貴社代表者尾端氏について

貴社代表者尾端氏については、2022年11月4日付け「回答及び質問状（10）」（以下単に「質問状（10）」といいます。）でご質問差し上げた事項（重要なものを以下「2 当社からの質問事項のうち、貴社から未回答のものについて」にも再掲しております。）に加えて、その後の報道を通じて把握した事実や、当社の調査で判明した以下の事項についても、具体的にご説明ください。

ア 貴社代表者尾端氏と同姓同名でARKの法務部長を名乗る人物について

当社が調査したところによれば、2022年3月、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられている株式会社ARK（以下「ARK」といいます。e-World Capital Partners Japan株式会社（尾端氏の取締役就任日である2011年9月1日に株式会社アルファスターから商号変更。以下「EWCP」といいます。）及び株式会社Sanctuary（以下「Sanctuary」といいます。）の後継の会社であるものと合理的に考えられます。）の「法務部長」と表示した名刺を持った人物が富山県消費生活センターを訪れているところ、この人物は貴社代表者尾端氏と同じ「尾端友成」を名乗り、名刺にも「株式会社ARK 法務部長 尾端友成」と表示されているとのことです。

以上を踏まえて、①富山県消費生活センターを訪れて上記の名刺を提示した「尾端友成」なる人物は貴社尾端氏と同一か（貴社代表者尾端氏は富山県消費生活センターを訪れたことがあるのか。）、②貴社代表者尾端氏はARKの法務部長を務めていたことがあるのか、③仮にそうである場合、貴社代表者尾端氏は富山県消費生活センターで法務部長としてどのような活動をしていたのかについて、それぞれ具体的にご説明ください。

イ 2023年1月18日付けダイヤモンド・オンライン記事「宝飾大手ナガホリに“マルチ商法集団”と指摘された筆頭株主が大反論！『長堀社長は限界だ』」における尾端氏の発言内容について

上記のインタビュー記事によれば、尾端氏は、過去に2年にわたってマルチ商法に関与していた事実を自ら明らかにしております。これまで、尾端氏のマルチ商法への関与については、当社としても重大な懸念を抱き、貴社への質問状においても再三に

わたって尋ねてきたところでありますが、この段階で尾端氏が居直りとも思える軽率な発言をメディアで行っていることには驚きを禁じ得ず、貴社に対してさらに深い不信感を抱くに至っております。また、インタビュアーからの「あなたが経営を担えば、百貨店や銀行の信用を失い、取引ができなくなるという指摘」があるがどう思うか？との質問に対し、尾端氏は「そんなわけではないですよ（笑）。『融資を受けられなくなる』と長堀社長は言いますが、なぜ融資に頼るのか。」と回答するなど、当社の企業価値の維持にとって重要であることが明らかな百貨店や取引銀行との信頼関係を軽んじる発言を繰り返しており、当社の取引先や取引金融機関からも当社に対して強い懸念の声が寄せられております。

もとより、ブランドイメージや信用がなによりも重要な宝飾品事業を営んでいる当社にとって、マルチ商法に関与している者が経営支配権の取得を企図している事実のみをもってしても、当社の企業価値ないし株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題であり、看過できるものではございません。さらに、尾端氏が、当社の百貨店や取引銀行との信頼関係を損ないかねない言動を繰り返し、そればかりか、「（宝飾）業界を熟知していると豪語する人ほど、私からすれば、もう限界が来ていると感じてしまいます。」など、貴金属・宝飾品業界に従事する関係者全体が長年にわたって築きあげてきたステークホルダーとの信頼関係そのものを著しく軽視するような発言を行っていることは、当社のみならず、すべての業界関係者の真摯な取組みを踏みにじるものであると考えられます。

以上を踏まえ、①尾端氏によるマルチ商法への関与が事実であるかどうか、②事実であるとするならば、そのような経歴を有する者が当社の経営支配権の取得を企図することによって当社のブランドイメージやステークホルダーとの信頼関係にどのような影響を及ぼすとお考えであるか、③当社の取引先や取引金融機関からの懸念の声に対してどのようにご回答するつもりであるかについてご説明ください。

ウ 貴社ないし貴社代表者尾端氏とＳＣＳ株式会社の関係性及びその法令遵守の状況について

上記アに加えて、これまでもご質問をし、直近では、質問状（１０）１（１）ウ等のご質問に当たってもご指摘しているとおり、貴社代表者尾端氏は、現在、東門猛氏が代表取締役を務めているARKの運営に深く関与していると考えざるを得ない事実が散見されるようですが、同エに記載のとおり、東門猛氏が代表取締役を務めるARK及び株式会社PREMIUM（以下「PREMIUM」といいます。）、並びに、（東門猛氏の実弟である）東門篤氏が代表取締役を務める集金代行・決済代行業者であるSCT株式会社（以下「SCT」といいます。）は、いずれも同じ東京都文京区湯島三丁目39番5号5Fに本店所在地を置いているところ、同じく東門猛氏が代表取締役を務めるSCS株式会社（以下「SCS」といいます。）も本店所在地が

同一です。

然るに、SCSが運営する外貨両替事業サクラカレンシーサービスは、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）上の両替業務（業として外国通貨又は旅行小切手の売買を行うことをいいます<sup>2</sup>。）に該当するほか、これを業とするSCSは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）上の特定事業者<sup>3</sup>に該当します<sup>3</sup>。そのため、SCSは、マネー・ローンダリングやテロ資金への対策の観点から、200万円を超える両替業務に係る取引並びに取引において收受する財産が犯罪による収益である疑いがある取引等の疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引についての本人確認義務<sup>4</sup>、両替業務に係る取引の合計額が100万円に相当する額を超えた月の翌月に売買状況報告を行う義務<sup>5</sup>、その他記録作成・保管等の義務を負っています。さらに、犯収法上、SCSには、本人確認義務が生じる上記取引に関し、收受した現金等が犯罪収益等である疑いがある場合には、財務大臣に疑わしい取引の届出を行う義務があります<sup>6</sup>。

上記のとおり、当社がブランド価値の維持が企業価値の維持・向上に不可欠な宝飾品販売事業を営む上場会社として法令遵守が特に求められるところ、貴社代表者尾端氏とSCSの代表取締役である東門猛氏とは、尾端氏が唯一の代表者であって、その全株式を保有しているプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）の子会社であったPREMIUMの唯一の代表取締役及びARKの現在の代表取締役を東門猛氏が務めている（なお、PREMIUMにおける東門猛氏の前任の代表取締役は尾端氏）など、親密な関係にあると考えられることや、当社も宝石・貴金属取扱事業者として犯収法上の特定事業者<sup>3</sup>に当たるから、同じく犯収法上の特定事業者であるSCSの法令遵守の状況も、貴社代表者尾端氏の当社取締役としての資質・適格性に合理的に関連する事項であると考えられます。このため、以下の各質問事項に対して詳細にご説明ください。

- ① 貴社ないし貴社代表者尾端氏とSCS及び東門猛氏とのご関係（特に貴社代表者尾端氏はSCSの株主であるか否か、SCSに対して資金を貸し付けているか否

---

<sup>2</sup> 外為法22条の3参照。

<sup>3</sup> 犯収法2条2項38号参照。

<sup>4</sup> 外為法22条の3、外国為替令（以下「外為令」といいます。）11条の6、犯収法4条、犯収法施行令（以下「犯収令」といいます。）6条19号、7条1項柱書・1号ノ、犯収法施行規則5条参照。

<sup>5</sup> 外為法55条の7、外為令18条の7第2項2号ニ・第3項、外国為替の取引等の報告に関する省令18条参照。

<sup>6</sup> 犯収法8条1項参照。

か)

② SCSが行っている両替業務に関して、SCSが適時適切に上記の各義務を実施しているか

③ SCSによる暗号資産交換業者の登録状況及び関連する法令遵守の状況

(i) SCSは、同社が運営するとみられるFacebook上の記事<sup>7</sup>において、「BTC、XRP、ETHを日本円への両替サービス」（原文ママ）を行っていると言われており、このような暗号資産の売買は、資金の決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）上の暗号資産交換業<sup>8</sup>に該当します。そして、暗号資産交換業は、暗号資産交換業者としての登録を金融庁においてしていなければ、これを営むことはできず<sup>9</sup>、無登録での暗号資産交換業の営業は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科の対象とされているにもかかわらず<sup>10</sup>、金融庁の公表する「暗号資産交換業者登録一覧」<sup>11</sup>にはSCSの商号が見当たりません。

そこで、SCSの上記法令の遵守状況についてご説明ください。

(ii) また、SCSは、暗号資産交換業に係る取引のうち、10万円を超えるものについては、上記で摘示した両替業務を営む者と同様の外為法上の義務を課されています<sup>12</sup><sup>13</sup>。このため、SCSが行っている暗号資産交換業務に関して、SCSが適時適切に上記の各義務を実施しているかにつき、ご説明ください。

(2) 佐藤彩奈氏（以下「佐藤氏」といいます。）について

ア 取締役候補者になることを受諾した理由

佐藤氏が、当社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したのか、それぞれ具体的にご教示ください。なお、貴社が擁立された候補者であることから、必要に応じて、ご本人のご認識を確認してご回答ください（本（2）から（4）の各質問に

<sup>7</sup> <https://m.facebook.com/706433569553900/photos/a.706448456219078/763874863809770/> 参照。

<sup>8</sup> 資金決済法2条7項参照。

<sup>9</sup> 資金決済法63条の2参照。

<sup>10</sup> 資金決済法107条6号参照。

<sup>11</sup> <https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf> 参照。

<sup>12</sup> 但し、月次報告義務は除かれているものと認識しています。

<sup>13</sup> 上記で指摘した規定のほか、外為法18条の6、18条1項、外為令7条の2、犯収法2条2項32号、犯収令6条15号、7条1項柱書・1号タ等参照。

において同様です。)。

イ 貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との関係

佐藤氏は、現在、株式会社オアノエンターテインメント（以下「オアノ」といいます。）の執行役員であるとのことですが、その他に、貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との間に関係がある場合は、どのような関係（雇用関係、取引関係、金銭の消費貸借関係等）があるか、具体的にご教示ください。

ウ レオパレス21でのご担当業務及びオアノへの転職理由について

貴社より受領した2022年11月21日付け「臨時株主総会招集請求書」（以下単に「招集請求書」といい、当該請求書の第2の2「株主提案の内容について」に記載の内容を以下「貴社提案」といいます。）記載の略歴によれば、佐藤氏は、2019年4月に（新卒で）株式会社レオパレス21（以下「レオパレス21」といいます。）に入社したものの、その1年5か月後の2020年9月にオアノに転職したとされていますが、①レオパレス21でのご担当業務・雇用形態、②同社をわずか1年5か月で退職し、オアノに転職した理由及び③オアノでの当初のご担当業務について、それぞれ具体的にご教示ください。

エ オアノでの執行役員としての職務の詳細について

招集請求書記載の略歴によれば、佐藤氏は、2020年9月にオアノに入社されてから8か月後の2021年5月には同社の執行役員に就任されていますが、①オアノの執行役員の数及び従業員の数（オアノはプラスワンにより設立され、貴社代表者尾端氏が代表者であることから、ご本人の認識に加えて、プラスワン側にもご確認の上、ご回答ください。以下、オアノに関する事項につき、全て同様とします。）、②佐藤氏が入社からわずか8か月で執行役員に就任された理由、③佐藤氏の執行役員としての現在の職務の詳細、及び④佐藤氏の執行役員としての特筆すべき実績について、それぞれ具体的にご教示ください。

オ 佐藤氏がお持ちの「コネクション」について

招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、佐藤氏は「数多くの女性経営者及び役員等とのコネクションを有しております。」と記載されておりますが、①当該「女性経営者及び役員等」について、所属先の会社名と氏名について、お分かりの範囲で具体的にご教示ください（個別の氏名のご回答が難しい場合

は、どのような会社（業種、規模、社歴、上場／非上場等）のどのような立場の方かをご教示ください。）。また、②「コネクションを有して」いるとは具体的にどのような意味を持つのか、③当該「コネクション」を有していることが、当社の取締役としてどのような付加価値をもたらすことになるのかについて、それぞれ具体的にご教示ください。

カ 「人材育成及び管理等」においてお持ちの「広い視野と高いスキル」について

招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、佐藤氏は、「職務上、女性を中心にマネージメントしており、人材育成及び管理等において広い視野と高いスキルを有しております」と記載されておりますが、ウ乃至オでご回答頂いた内容を踏まえて、①オアノにおいて行っている女性のマネージメントの対象となる女性の人数・年齢層、②「マネージメント」の具体的な内容、③「人材育成及び管理等」においてお持ちの「広い視野と高いスキル」の具体的な内容、④オアノとは業態、規模、女性の人数・年齢層等も全く異なる当社において上記③のスキルを有していることが、当社の取締役としてどのような付加価値をもたらすことになるのかについて、それぞれ具体的にご教示ください。

キ 「女性の視点から多様な価値観を経営に反映する」点について

招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、佐藤氏は、「女性活躍推進の面において、女性の視点から多様な価値観を経営に反映することで、貴社の新たな経営基盤の構築に資することになる」と記載されておりますが、この「女性の視点から多様な価値観を経営に反映する」点について、当社の事業内容も踏まえて具体的にご教示ください。

(3) 菅原勝治氏（以下「菅原氏」といいます。）に関する質問事項について

ア 取締役候補者になることを受諾した理由

菅原氏が、当社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した点について、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したのか、それぞれ具体的にご教示ください。

イ 貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との関係

下記ウ以下に記載の関係の他に、菅原氏と貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏



が関与している他の企業等との間に関係がある場合は、どのような関係（雇用関係、取引関係、金銭の消費貸借関係等）があるのか、具体的にご教示ください。

ウ プラスワン及びアサヒ衛陶について

招集請求書記載の略歴によれば、菅原氏は、2021年11月以降、尾端氏が唯一の代表者であって、同氏が全株式を保有するプラスワンの特別顧問を務めているところ、このプラスワンがかつてアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」といいます。）に対して臨時株主総会招集請求を行った際に、尾端氏と共に取締役候補者として提案され、最終的に2021年11月26日に同社臨時株主総会において同社の取締役（監査等委員）に就任するに至ったものの、その後、2022年2月25日に尾端氏が同社取締役を退任するのと同時に、同社の取締役を（就任後わずか3か月しか経過していないにも拘らず）任期途中で辞任されているものと認識しております。

そこで、①菅原氏がプラスワンの特別顧問を務めることとなった経緯（いつ、誰からの依頼があって、プラスワンの特別顧問を務めることとなったのか。なぜ依頼を受諾したのかを含みます。）、②プラスワンの特別顧問としての具体的な職務、③尾端氏とともにアサヒ衛陶の取締役候補者として提案された理由（候補者となることを受諾した理由）、④アサヒ衛陶の取締役を就任後わずか3か月で辞任された理由（特に、尾端氏が退任するのでそれに合わせて退任したのか否か。）、④アサヒ衛陶の取締役は就任後わずか3か月で辞任したにも拘らず、当社において取締役を継続して務めることができるのか否か及びその理由、並びに⑤菅原氏は、貴社提案において社外取締役候補者として提案されておりますが、尾端氏が社内取締役（業務執行取締役）として選任された場合に、業務執行取締役から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役（会社法2条15号参照）としての職務を適正に執行することができるとお考えの理由について、それぞれ具体的にご教示ください。

エ ARKについて

ARKのHPによれば、菅原氏は、マルチビジネスを営んでおり、特商法違反により行政処分を受けたARKの特別顧問である（ないしは特別顧問であった）とされています。

そこで、①菅原氏がARKの特別顧問を務めることとなった経緯（いつ、誰からの依頼があって、ARKの特別顧問を務めることとなったのか。なぜ依頼を受諾したのかを含みます。）、②現在もARKの特別顧問を務めているのか否か（務めていない場合は、いつ、どのような理由で退任されたのかを含みます。）、③菅原氏がARKにおいて特別顧問として行っていた職務の内容及びその対価としての報酬について具体的にご教示頂くとともに、④ARKの特別顧問を務めていたことを招集請求書の略

歴欄に記載していない理由も含め、ARKが特商法違反により行政処分を受けた点について、招集請求書において「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております」と記載されている立場から、特別顧問である菅原氏の責任についてはどのようにお考えか、それぞれ具体的にご教示ください。

オ 株式会社Z及び同社の代表取締役の佐伯和信氏について

当社が調査したところによれば、菅原氏は、上記ARKだけでなく、消費者庁からそのマルチビジネスにつき消費者安全法に基づく（是正）勧告を受けた株式会社ELICC JAPAN（以下「ELICC」といいます。）及び消費者庁から特商法違反に基づく6か月間の業務停止命令を受けた株式会社e-win（以下「e-Win」といいます。）の両社において唯一の（代表）取締役であった佐伯和信氏が、同じく唯一の（代表）取締役を務めていた株式会社Zにおいても、危機管理対策室を担当していることが確認されています。

そこで、①菅原氏がこれらの会社に関与することとなった経緯（いつ、誰からの依頼があって、関与することとなったのか。なぜ依頼を受諾したのかを含みます。）、②菅原氏が株式会社Zにおいて危機管理対策室担当として行っていた職務の内容について具体的にご教示頂くとともに、③菅原氏と上記佐伯氏とのご関係、及び④株式会社Zにおいて危機管理対策室担当を務めていたことを招集請求書の略歴欄に記載していない理由について、それぞれ具体的にご教示ください。

カ シンワアートオークション株式会社（現Shinwa Wise Holdings株式会社）について

招集請求書記載の略歴によれば、菅原氏は、2006年4月にシンワアートオークション株式会社（現在の商号はShinwa Wise Holdings株式会社。以下「シンワアート」という。）の危機管理室長に就任し、2009年3月から現在に至るまで同社の顧問を務めているとのことですが、同社については、2013年9月に、国税当局から「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を指摘されて修正申告を行った旨が広く報じられているところです（例えば、日本経済新聞電子版2013年9月30日付け記事「出品者名隠し手数料、オークション大手所得隠し、東京国税局」、朝日新聞朝刊2013年9月30日付け記事）。それら報道によれば、同社は、「2011年5月期までの3年間で約4千万円の所得隠し」を行ったと報じられており、仮装隠蔽による所得隠しの期間は2009年5月期から2011年5月期までの期間（つまり、2008年6月1日から2011年5月末までの期間）ということになりますが、この期間は、まさに、菅原氏が危機管理室長を務め、そして顧問を務めていた期間と重なっています。

そこで、①シンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を行っていた原因と危機管理室長（次いで顧問）としてこれにどのように関与されていたのか具体的にご説明ください。

②また、招集請求書においては、菅原氏が当社の取締役として相応しい理由として、「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いることが記載されていますが、上記報道が事実であるとするれば、菅原氏はシンワアートが「仮装隠蔽を伴う悪質な所得隠し」を行っていた期間に危機管理室長（次いで顧問）を務めていたこととなります。以上の事実を踏まえてなお、菅原氏が「法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有して」いるといえる根拠について、具体的にご説明ください。

キ 一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会）について

招集請求書の略歴欄に記載はないものの、当社らが調査したところによれば、菅原氏は、一般財団法人エネルギー農業推進機構（旧・一般財団法人東北農業支援ネットワーク。現在の名称は一般財団法人日本経営支援連合会。以下「エネルギー農業推進機構」といいます。）の「顧問」として表示されていたことが判明しています。この一般財団法人エネルギー農業推進機構については、①株式会社シスウェーブ（その後、株式会社シスウェーブホールディングス、株式会社SOL Holdings、そして、株式会社ソルガム・ジャパン・ホールディングスと複数回に亘って商号変更。以下「シスウェーブ」といいます。）の代表取締役社長及び株式会社リアルビジョン（その後、株式会社RVHに商号変更。以下「リアルビジョン」といいます。）の補欠監査役を務めていた田中英雄氏、貴社の前代表者である橋祐司氏、並びにシスウェーブの子会社である株式会社日本ソルガムの代表取締役であった川本幸夫氏の3名が評議員を務めていたほか、②シスウェーブの監査役及び取締役並びにリアルビジョンの取締役を務めた鼓昭雄氏が監事を務めているほか、③貴社がシスウェーブ株式約26.62%を大量取得した際に提案株主にそのための資金全額を貸し付けていた株式会社共和フィナンシャル（シスウェーブの元代表取締役社長であった赤尾伸悟氏及び中原麗氏が相次いで代表取締役を務めていました。）及びその親会社であった株式会社共和キャピタル（旧・有限会社ケーアイシステム。シスウェーブの元代表取締役社長及びリアルビジョンの元代表取締役社長であった池畑勝治氏が設立し、取締役を務めていました。）並びにリアルビジョンの各本店所在地と同じ場所（赤坂會館ビル）に東京連絡事務所を置いていたことが判明しています。

以上を踏まえて、菅原氏がエネルギー農業推進機構の顧問に就任していたか否か、並びに、就任していたとして、その在任期間、就任した経緯及び招集請求書の略歴欄に記載がない理由につき、それぞれ具体的にご教示ください。また、菅原氏の以下の

法人・個人とのご関係について、具体的にご説明ください。

- (ア) シスウェーブ
- (イ) リアルビジョン
- (ウ) 橋祐司氏
- (エ) 株式会社共和フィナンシャル
- (オ) 株式会社共和キャピタル
- (カ) 池畑勝治氏

(4) 吉澤孝明氏（以下「吉澤氏」といいます。）に関する質問事項について

ア 取締役候補者になることを受諾した理由

吉澤氏が当社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した点について、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したのか、それぞれ具体的にご教示ください。

イ 貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との関係

下記ウに記載の関係の他に、吉澤氏と貴社及び貴社代表者尾端氏並びに尾端氏が関与している他の企業等との間に関係がある場合は、どのような関係（雇用関係、取引関係、金銭の消費貸借関係等）があるか、具体的にご教示ください。

ウ 吉澤氏がプラスワン、オアノ及びARKの顧問税理士を務めている（ないし務めていた）ことについて

招集請求書の略歴欄に記載はないものの、プラスワン、オアノ及びARKの各HPによれば、吉澤氏は、プラスワン及びオアノの顧問税理士であるだけでなく、上記ARKの顧問税理士も務める（ないし務めていた）ことが確認されています。

そこで、①吉澤氏は、貴社提案において社外取締役候補者として提案されておりますが、尾端氏が社内取締役（業務執行取締役）として選任された場合に、業務執行取締役から独立した立場での職務執行が求められる社外取締役（会社法2条15号参照）としての職務を適正に執行することができるとお考えの理由についてご教示ください。

②また、上記法人はいずれも尾端氏の強い支配下にあることが明らかであるにも拘わらず、招集請求書の略歴欄にプラスワン・オアノ・ARKの顧問税理士を務めている（ないし務めていた）事実を記載していない理由について、具体的にご教示ください。

エ 吉澤氏の「M&Aや経営コンサルティングなどにお」ける「幅広い知識と経験」の活かし方について

招集請求書記載の「取締役候補者として提案する理由」によれば、吉澤氏は「M&Aや経営コンサルティングなどにおいても幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営に反映していただくことに期待ができる」とのことですが、①「M&Aや経営コンサルティングなどにお」ける「幅広い知識と経験」が具体的に何を意味するのかご教示ください。その上で、②それらの「幅広い知識と経験」を有していることが、当社の取締役としてどのような付加価値をもたらすことになるのか、具体的にご教示ください。

2 当社からの質問事項のうち、貴社から未回答のものについて

貴社が未回答の質問事項について、当社としては、引き続き、全てのご回答を求めるものですが、その中でも特に以下の各質問事項については、貴社が当社取締役に選任することを求めている尾端氏を含む4名の候補者の当社取締役としての資質・適格性に密接に関連するものと考えますので、まず、下記質問事項について、具体的にご説明ください。

(1) 貴社代表者尾端氏による他の法人を通じた活動について

ア 貴社代表者尾端氏が1999年5月に入社した株式会社JMM'S及び2011年2月に入社した株式会社イーサイトについて

アサヒ衛陶の2021年11月11日付け「臨時株主総会招集ご通知」によれば、尾端氏は①平成11年（1999年）5月に株式会社JMM'Sに入社され、②平成23年（2011年）2月に株式会社イーサイト（以下「イーサイト」といいます。）に入社されています。

① まず、この株式会社JMM'Sについては、該当する商号の法人が見当たっておりませんが、ジャムズ・コンテンツ株式会社（2001年6月29日付けでジャパン・マルチオークション・マネージメント・システムズ株式会社から商号変更）との理解でよいかご確認ください。

② 次に、株式会社JMM'S（株式会社ジャパン・マルチオークション・マネージメント・システムズ）及びイーサイトについて、その事業内容を詳細にご説明頂くとともに、その会社での尾端氏の役割、活動内容等を詳細にご説明ください。

イ EWCPが静岡県から受けた行政指導及びそれに対する業務改善書の提出について

貴社代表者尾端氏が2011年9月1日から2013年5月15日まで取締役を務め（最終的な肩書きは専務取締役）、かつ、坂本周三氏（以下「坂本氏」といいます。）が代表取締役を、葉室一政氏（以下「葉室氏」といいます。）が上席執行役員を、それぞれ務めていたEWCPについては、当社が調査したところでは、貴社代表者尾端氏が取締役に在任中であった2013年3月21日付けで、静岡県から、特定商取引法に基づき、①勧誘目的を明確にしない勧誘、②別目的を示しての勧誘、③連鎖販売業の概要書面の不交付、④適合性原則違反、⑤意に反する執拗な勧誘を理由として行政指導を受け、それに対する業務改善書を同月27日付けで同県に提出しているとのことです。ちなみに、正にかかる業務改善書が提出されたのと同じ同月27日に、貴社代表者尾端氏が設立時監査役及び代表清算人を務めた上に、2014年10月1日から2015年6月1日までプラスワンと本店所在地が同一であったSanctuaryが設立されています。

また、2022年10月26日付けダイヤモンド・オンライン記事「オンラインゲームの利益で高配当をうたう『マルチ商法』の被害者が連絡会結成へ」によれば、現在EWCPの元取締役の男性3名に対する損害賠償請求が東京地方裁判所に提起されており、この男性らの勧誘手口について、EWCPにおいては、モバゲーやGREEのようなゲームプラットフォームとして「りらっつ」という名のプラットフォームの開設を予定していると標榜していたところ、その「りらっつ」について、

「1年後にはユーザーは確実に1000万人に達し、それに応じて利益も莫大に増えていく」

「ポータルサイトの売り上げは2年後に100億円、5年後に1000億円を目指す」

「EWCPの会員として1万人の登録者が欲しい。そこから紹介者を増やし、ポータルサイトの利用者を次々と増やしていく」

「会員の募集は1年程度で終了する」

「EWCPは上場企業を買収する予定だ」

などと吹聴し、勧誘を行っていた旨、報道されています。そして、このEWCPの元取締役の男性3名は、EWCPを清算した後、SanctuaryやARKという名の別会社を次々に設立し、化粧品や健康食品などに商材を変えてマルチ商法を続けているとみられ、ARKは2022年3月、特定商取引法に違反する行為があったとして中部経済産業局及び石川県から行政処分を受けているとも報じられております（消費者庁取引対策課令和4年3月2日付け「連鎖販売業者

【株式会社ARK】に対する行政処分について」も参照）。

当社の質問状（9）でも記載したとおり、貴社は、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主であるところ、その代表者である尾端氏が、万一、業務改善書を出す程の行政指導を受け、また、いわゆるマルチ商法に関与していたとして被害者から訴訟を提起されるようなビジネスに役員等として関与していたこととなれば、ブランドイメージや信用がなによりも重要な宝飾品事業を営んでいる当社にとって、その企業価値ないし株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題です。また、言うまでもありませんが、宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属は、マネー・ローンダリング等の危険性が高いとして、犯収法に基づき疑わしい取引の届出義務が課されているところ（同法2条2項43号、8条1項）、このような宝石・貴金属等取扱事業者の経営者は、マネー・ローンダリング等の防止のための高い遵法意識が必要であり、万が一にもマネー・ローンダリング等に加担したり、それを助長したりするようなことがあってはなりません。

- ① この点に関して、貴社の回答書（7）及び回答書（8）では、貴社代表者尾端氏はSanctuaryの「監査役を一時的に引き受け、また、ARKのコールセンターとして当社事務所の一部を間貸しさせていた」だけである旨のご説明をされ、またEWCPについても、尾端氏が「取締役を務めていたことは事実です」とのみご回答されていますが、尾端氏は、EWCPについては取締役としてその事業であるマルチビジネスに携わっていたことは事実であるものの、SanctuaryとARKについては事業運営に関与することもなければ、事業の内容にも一切関知していなかったという趣旨のご回答と理解してよいでしょうか。
- ② また、上記のようなご回答内容では、当社としましては、尾端氏のマルチビジネスへの関与の有無について合理的に判断することが到底できませんので、EWCPに対する行政指導の内容及び業務改善書の内容の詳細、並びに、当該行政指導を受け、また、元取締役が被害者から訴訟を提起されているビジネスにどのように関与していたのかについて、詳細にご説明ください。
- ③ さらに、プラスワンらによるアサヒ衛陶に対する2021年9月30日付け「臨時株主総会招集請求書」では、プラスワンの唯一の代表者でもある貴社代表者尾端氏は、自らの経歴について、2011年2月のイーサイトへの入社歴（役員就任歴ではありません。）については記載しているものの、EWCP及びSanctuaryの役員への就任歴は記載されていません。そのように尾端氏がEWCP及びSanctuaryの役員への就任歴を敢えて記載されなかった理由について、具体的にご説明ください。

ウ 貴社代表者尾端氏と Sanctuary・ARK・葉室氏との関係について

当社の質問状（９）でも記載していますが、貴社の回答書（７）では、

「初めに断っておきますが、当然ながら、貴社が懸念されているARK及びその代表の葉室氏における特定商取引法違反の行為に、当社代表尾端が関与しているなどといった事実はありません。さらに、①Sanctuary、②ARK及び③e-World Capital Partners Japanについて、尾端がその株式を保有している事実もありません。また、過去に尾端が①Sanctuaryの監査役及び代表清算人を、③e-World Capital Partners Japanにおいて取締役を務めていたことは事実ですが、それ以外で尾端が役員に就任している事実はありません。なお、①Sanctuaryの監査役については、設立時に知人に依頼されて一時的に監査役に就任したものの、その後間もなくして、後任者が見つかったため、すぐに辞任しております。また、同社の代表清算人についても、過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受けて、就任したものです。また、④葉室氏と尾端の関係について、同氏がe-World Capital Partners Japanの執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後に葉室氏が独立する形で①Sanctuary及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていたことはありますが、当社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はありません。」

と回答されています。

しかしながら、当社が調査したところによれば、貴社代表取締役尾端氏らが被告とされている訴訟（以下「別件訴訟」といいます。）の被告第1準備書面において、尾端氏を含む被告らの訴訟代理人が、明示的に、

**「被告葉室及び被告尾端が、サンクチュアリー株式会社及び株式会社ARKを設立してMLM事業を行っていることは認め」る**

との認否を行っており、貴社の回答書（７）にある「尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」との記載は、上記事実の認否と明らかに矛盾しています。このため、別件訴訟において貴社代表者尾端氏らが虚偽の事実を主張しているのか、貴社のご回答に虚偽が含まれているかいずれかということになります。

この点について、貴社の回答書（８）では、

「別件訴訟での被告第1準備書面における主張内容の方が不正確です（なお、この点については、令和4年9月29日付「被告第3準備書面」におい



て訂正済みです) 」

と回答されていますが、当該別件訴訟における上記主張の訂正は、元々の主張が令和4年4月13日付けの準備書面で行われ、それから5か月余りが経過した後、当社の質問状(9)を送付した同年9月22日からわずか1週間後(4営業日後)に行われております。これは、当社からの質問に回答することが困難又は不都合であったため、かかる点を考慮して別件訴訟における主張を急遽事後的に修正したのではないかと疑わざるを得ず、不合理な回答であって、当該主張の訂正を以って貴社による回答に矛盾があったことを否定できるものではないと考えております。

また、貴社の回答書(7)によれば、貴社代表者尾端氏と葉室氏との関係については、「同氏がe-World Capital Partners Japanの執行役員であった関係上、尾端において面識があり、その後に葉室氏が独立する形で①Sanctuary及び②ARKを設立した後、同人の依頼を受けて、同社のコールセンターとして当社事務所を一部間貸しさせていたことはありますが、当社及び尾端がARKの事業に関与していた事実はありません」とのことですが、貴社代表者尾端氏は、葉室氏が設立時から清算時まで代表者を務めていたSanctuaryにおいて設立時監査役だけでなく代表清算人まで務められているほか、Sanctuaryの本店所在地は2014年10月1日から2015年6月1日までの間及び2017年6月30日からその清算に至るまでの間、尾端氏が唯一の代表取締役を務めており、その全株式を保有しているプラスワンと同一の場所にあり、さらに、葉室氏は、貴社代表者尾端氏が主宰した第2回oAno-Festival(2018年3月10日に開催。尾端氏が代表取締役を務める株式会社オアノと同一名のイベントです。)の審査員として登場されています(<https://www.astage-ent.com/astage-navi/s86186.html>)。加えて、2016年11月1日に設立されたARK(設立時の代表取締役は葉室氏)の本店所在地(愛知県名古屋市中区泉一丁目13番36号パークサイド1091ビル6F)は、その時点におけるSanctuaryの本店所在地と同一であり、ARKが同年12月1日にその本店所在地を東京都港区麻布十番二丁目5番2号JMNビル5Fに移転したその正に同じ日に、尾端氏が唯一の代表取締役を務めており、その全株式を保有しているプラスワンがその場所に本店を移転してきているのであって、葉室氏の依頼を受けてSanctuary及びARKのコールセンターとしてプラスワンの事務所を一部間貸ししたとの貴社ご回答は、遺憾ながら不自然といわざるを得ません。

このように、貴社代表者尾端氏が、葉室氏が上席執行役員であったEWCPにおいて専務取締役を務めていたほか、葉室氏が代表者を務めていたSanctu

a r yにおいて設立時監査役だけでなく代表清算人まで務めていただけて、葉室氏が代表者を務めていたARKが（尾端氏が唯一の代表取締役を務めており、その全株式を保有している）プラスワンと同じ日に同一の場所に本店所在地を移転する等したり、尾端氏が主宰したイベントで葉室氏が審査員を務めていたりしたことからも、貴社代表者尾端氏と葉室氏とのビジネス上の交流は、ご回答頂いたもの以上に深いものがあるのではないかと推測され、別件訴訟における主張を敢えて訂正してまでこの点を秘匿しようとしているのではないかと合理的に疑われ、貴社の回答は、貴社代表者尾端氏によるS a n c t u a r y及びARKの事業への関与を殊更に小さく見せようとしていると指摘せざるを得ません。

- ① 改めまして、貴社代表者尾端氏と葉室氏のビジネス上の関係について、詳細にご回答ください。
- ② また、上記に関連して、S a n c t u a r yについては、清算人は重い法的責任を負うため（会社法653条、国税徴収法34条参照）、実務上、解散前の取締役がそのまま清算人になることが多く（会社法478条1項1号）、弁護士や会計士等といった専門家でもない尾端氏がその代表清算人を務められていたのは、その株主であって清算分配等との関係でそれが便宜であったからと考えるのが自然であるように思われますが、何故「監査役を一時的に引き受け、また、ARKのコールセンターとして当社事務所の一部を間貸しさせていた」だけの尾端氏が、「過去に会社清算の経験があったことを買われて、同社の役員らの依頼を受け」ただで、敢えて上記のように重い法的責任を負うこととなる代表清算人まで務めていたのか、その理由につき具体的にご説明ください。
- ③ さらに、貴社代表者尾端氏はS a n c t u a r yの適法性監査を担う監査役を務めていたところですが、万一、同社が特定商取引法に基づき関係機関から行政指導や行政処分を受けていた事実があればその旨及びそれに関連してどのような措置を講じられたのかにつき、具体的にご説明ください。
- ④ 以上に加えて、貴社代表者尾端氏はS a n c t u a r yの代表清算人を務められていましたが、その立場から、
  - (i) S a n c t u a r yの取扱商品は「H e a l i n g S a n c t u a r y」シリーズ及び「B l a c k S a n c t u a r y」シリーズというスキンケア化粧品であり、ARKの主力取扱商品は「S a n c t u a r y S k i n C a r e」シリーズというスキンケア化粧品であって、両社はARKの設立時から（S a n c t u a r yが解散決議を行う2017年7月31日の直前である）同年6月30日までの期間の大部分においてその本店所在地が同一であり、さらに、代表取締役も同じ葉室氏でしたが、S a n c t u a r yはARKに事業譲渡を行って解散することとなっ

たのか、

(ii) そうでなければ、なぜSanctuaryは清算したのかにつき、それぞれ具体的にご説明ください。

エ 貴社代表者尾端氏と（ARK代表取締役・PREMIUM代表取締役の東門猛氏の弟である）東門篤氏との関係について

前述したとおり、（尾端氏が2011年2月から在籍していた）イーサイトの取締役が2011年4月1日から同年8月31日の間就任し、尾端氏の取締役就任と同日の2011年9月1日以降EWC Pの代表取締役に就任している坂本氏は、東門篤氏が代表取締役を務める集金代行・決済代行業者であるSCT<sup>14</sup>の取締役にも就任されている（東門篤氏の代表取締役就任前までは、同社の代表取締役にも就任していた。）ようですが、貴社ないし貴社代表者尾端氏と東門篤氏とのご関係について、坂本氏を介したものも含め、詳細にご説明ください。

(2) 貴社代表者尾端氏によるアサヒ衛陶での活動について

質問状（4）、（6）及び（7）で詳述したとおり、貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であって、その全株式を保有しているプラスワンらが2021年9月30日付けの臨時株主総会招集請求書をもってアサヒ衛陶に対して招集請求権を行使した結果、同年11月26日に開催されたアサヒ衛陶の臨時株主総会において、尾端氏と星野和也氏は共に取締役に選任され（尾端氏は上記臨時株主総会招集請求書において取締役候補者として記載）、さらに、同日開催の同社取締役会において、尾端氏と星野氏は共に代表取締役に選任されています（尾端氏は代表取締役社長、星野和也氏は代表取締役会長に各選任）。この点に関して、貴社の回答書（4）によれば、「同社と貴社とでは当然、個々の事情が異なりますので、そもそも回答の必要性がないご質問であると考えますし、他社に関する事象でありますので当社の立場からは回答いたしかねます」と回答され、貴社の回答書（6）では「アサヒ衛陶・・・における2022年1月19日ないし2月25日における尾端を含む経営陣交代の中で、星野和也氏・・・と尾端の関係は悪化しており、以降、貴社株式の買集めの件についてはもちろんのこと、その余のあらゆる事柄も含め、星野和也氏と尾端との間で何らの連絡すら取り合える状態になく、実際に連絡を取り合ってもおりません」と回答されております。

また、当社の質問状（6）で詳述したとおり、上場会社である当社の経営支配権の

<sup>14</sup> 前述のとおり、この本店所在地は、現在、東門猛氏が代表取締役を務めるARK及びPREMIUMと同一の東京都文京区湯島三丁目39番5号5Fのようです。

取得を企図されている以上、当然ご自身の上場会社におけるガバナンスを巡る振る舞いについても説明責任がありますし、共同してこの活動を行った方々とのご関係についても、これらの方々については、以下で述べるとおり、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）その他の法令違反による処分歴等があること等に鑑みれば、貴社は上場会社である当社の主要株主であって、当社の経営支配権の取得を企図されている以上、説明責任があると思料されますので、改めて、以下の質問に具体的にご回答ください。

ア アサヒ衛陶の経営権掌握に向けた打ち合わせの有無

2022年1月21日付け「アクセスジャーナル」誌記事「取材拒否された、『アサヒ衛陶』星野会長に出した質問の内容」によれば、2021年「9月7日、プラスワンの会議室で、アサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行い、その席には星野氏、尾端氏の他に前一明氏もいました。前氏が代表を務める『ファーストメイク・リミテッド』が業務停止処分を受けたことがあるのはご存じありませんか」「9月7日の席には、金井和彦氏もいました。金井氏がアサヒ衛陶の大株主、また執行猶予中の身であることをご存じありませんか」と記載されています（「アクセスジャーナル」誌以外でも、前一明氏については、証券取引等監視委員会のホームページ上に掲載されている同委員会の「証券取引等監視委員会の活動状況（平成28年6月）」219～220頁（[https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n\\_27/n\\_27c.pdf](https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_27/n_27c.pdf)）に上記処分歴が記載されており、金井和彦氏については、例えば、2020年3月26日付け朝日新聞朝刊21頁において、同氏が架空の損失を計上するなどして約2億5000万円を脱税したとして法人税法違反などの罪に問われ、東京地方裁判所が、同月25日、懲役2年6か月執行猶予5年の判決を言い渡した旨が報道されています。）。

同誌によれば、この質問状に対して星野和也氏は回答されていない模様ですが、この2021年9月7日に、プラスワンの会議室で、貴社代表者尾端氏、星野和也氏、前一明氏、金井和彦氏との間で会合が行われたのは事実か、また、その場においてアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いが行われたというのは事実かについて、それぞれ端的にご回答ください。

イ 金井和彦氏との関係について

金井和彦氏については、上記のとおり「執行猶予中の身」であるとの報道がなされているところ、前記（1）イのとおり、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社の代表者と上記のような報道がなされている方との関係は、ブランド

イメージや信用がなによりも重要な宝飾品事業を営んでいる当社にとって、その企業価値ないし株主共同の利益に深刻な悪影響を与える極めて重大な問題であること、及び、宝石・貴金属等取扱事業者の経営者は、マネー・ローンダリング等の防止のための高い遵法意識が必要であり、万が一にもマネー・ローンダリング等に加担したり、それを助長したりするようなことがあってはならないこと等に鑑み、この金井和彦氏と貴社ないし貴社代表者尾端氏の関係について具体的にご説明ください。

また、金井和彦氏は下記（３）のとおり、２０２０年９月末時点におけるパス株式会社の大株主（第１０位株主。持株割合１．２０％）として、貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であって、その全株式を保有しているプラスワン（第８位株主。持株割合１．９０％）と共に登場されています（逆にそれ以外の時期には公表資料上は金井和彦氏もプラスワンも大株主として登場していません。）

が、貴社ないし貴社代表者尾端氏は金井和彦氏といつから面識があり、どのような関係にあるのかについてもあわせてご説明ください。

#### ウ 前一明氏との関係について

前一明氏については、上記のとおり「前氏が代表を務める「ファーストメイク・リミテッド」が業務停止処分を受けたことがある」との報道がなされているだけでなく、実際に、前一明氏が代表取締役を務めていたファーストメイク・リミテッド株式会社は、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務（アドバイザリー業務）で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金商法６６条の１４第１号ニ、金商法４０条２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第１２３条第１項第５号、金商法６６条の１５が準用する同法４０条２号に基づく同府令２８１条３号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロム（以下「オプトロム」といいます。）による有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾）につき、金商法５１条に該当したとして、２０１６年３月２８日、関東財務局より３か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところ（前掲の「証券取引等監視委員会の活動状況（平成２８年６月）」２１９～２２０頁参照）。

なお、下記（４）に記載したとおり、このオプトロムに対しては、現在貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有しているプラスワンが、２０１４年９月２５日及び同月３０日の２回に分けて、それぞれ２０００万円及び２５００万円の運転資金の貸付けを行っているところです。

繰り返しになりますが、当社は上場会社であることから、現在、当社の筆頭株主かつ主要株主である貴社の代表者と、このような金商法違反による処分歴がある方との関係は、当社株主の皆様にとって重要な意味を有しますので、この前一明氏と貴社ないし貴社代表者尾端氏の関係について具体的にご説明ください。また、後述のプラスワンによるオプトロムへの貸付けに前一明氏（同氏が関与する会社を介したのも含みます）が関与されているか、関与されている場合にはその内容について具体的にご説明ください。

エ プラスワンによる開示について

(a) 有価証券届出書における開示とその後の行動との不整合

プラスワンは、アサヒ衛陶が2020年8月31日付けで公表した第三者割当ての方法による新株式及び第4回新株予約権の発行によって、星野和也氏及び辛澤氏（星野和也氏と共に株式会社ランニングの代表取締役）と共にアサヒ衛陶株式及び新株予約権を取得していますが、当該新株式及び新株予約権の発行に関するアサヒ衛陶の2020年8月31日付け有価証券届出書（同日付けプレスリリース「第三者割当てによる新株式、第4回新株予約権の発行及び引受契約締結に関するお知らせ」も同内容）17頁では、割り当てられた株券等の保有方針について、

「割当予定先であるプラスワン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期保有する意思がなく、大株主として当社の経営に介入する意思がないこと、市場動向に配慮しながら売却する方針と伺っております。」

と記載されており、また、新株予約権の保有方針については、同11～12頁で「割当予定先からは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。」

と記載されているほか、同17頁では、

「本新株予約権の行使にあたっては、プラスワン社は基本的に本新株式を売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。」

と記載されています。

然るところ、現実には、上記のような開示のわずか1年余り後に、アサヒ衛陶の「経営に介入する意思がない」等との話とは裏腹に、プラスワンは、アサヒ衛陶に対して臨時株主総会招集請求を行って、旧経営陣を退陣させ、その代表者である尾端氏自ら代表取締役社長に就任しており、上記アサヒ衛陶提出の有価証券

届出書に記載されたプラスワンによる保有方針の説明は虚偽であった疑いが強いと懸念されます。貴社代表者尾端氏が支配・経営されている会社についてこのような疑義があることから、上場会社である当社の主要株主であって当社の経営支配権の取得を企図されている貴社には説明責任があります。

以上を踏まえて、2020年8月31日時点でアサヒ衛陶に対してプラスワンが上記のとおり保有方針を表明していたにも拘らず、そのわずか1年余りに、その表明を覆して、貴社代表者である尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有しているプラスワンがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、尾端氏が自らアサヒ衛陶の代表取締役社長に就任するに至った理由について、具体的にご説明ください。

(b) 大量保有報告書の記載について

プラスワンらがアサヒ衛陶に対して2021年9月30日付けで行った上記臨時株主総会招集請求では、株主総会の議題として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が掲げられており、その議案としては、尾端氏を取締役に選任するものの他、田中威之氏を取締役に選任する議案も提案されています（アサヒ衛陶の2021年10月4日付けプレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」別紙3～4頁参照）。

また、①2021年5月31日時点では、プラスワンはアサヒ衛陶株式を8万9600株（大株主順位第4位、持株割合2.87%）、星野和也氏は6万株（大株主順位6位、持株割合1.92%）、田中威之氏は9万9500株（大株主順位第3位、持株割合3.19%）をそれぞれ所有しており（アサヒ衛陶の2021年7月15日付け第2四半期報告書6頁）、②同年11月30日時点では、プラスワンは同じく8万9600株（大株主順位第5位、持株割合2.83%）、田中威之氏は500株増加の10万株（大株主順位第2位、持株割合3.16%）を、それぞれ所有しています。加えて、金井和彦氏も9万6000株（大株主順位第3位、持株割合3.03%）を所有していることが記載されています。なお、星野和也氏は大株主欄には記載されていませんが、11万7600株所有している旨記載されています（アサヒ衛陶の2022年2月28日付け有価証券報告書17頁、24頁）。

大量保有報告規制上、株券等保有割合を合算して計算することとされている共同保有者については、「株券等の保有者が、当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう」と定義されているところ（金商法27条の23第5項）、上記のとおり、プラスワン（尾端氏）、金井和彦氏及び星野和也氏は、プ

ラスワンの会議室において、2021年9月7日にアサヒ衛陶の経営権を握るための話し合いを行った旨報道されており、プラスワン（尾端氏）と田中威之氏はアサヒ衛陶の臨時株主総会で共に取締役候補者として擁立されている関係にある以上、少なくとも「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推測され、少なくとも当該臨時株主総会招集請求の時点で、プラスワン（尾端氏）、金井和彦氏、星野和也氏及び田中威之氏の4者は大量保有報告規制上の「共同保有者」に該当する関係にあったことが合理的に推認されます。

仮にこれらの4者が「共同保有者」の関係にあった場合には、上記2021年5月31日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約7.98%（ $24万9100 \div 312万1000$ ）となり、同年11月30日時点の所有株式数で計算するとその株券等保有割合は約12.72%（ $40万3200 \div 316万9600$ ）となるため、いずれの場合でもそのアサヒ衛陶株式会社についての株券等保有割合は5%を超えており、これらの者を共同保有者とする大量保有報告書の提出が必要となることは、上場会社の代表取締役社長を務められていた貴社代表者尾端氏にとっては既に十分ご高承のことと存じます。また、上記の2021年9月7日における会合が存在しなかったとしても、少なくとも、2021年9月30日にプラスワンらが上記臨時株主総会招集請求を行った時点では、プラスワンらによる招集請求書において、尾端氏と田中威之氏が取締役候補者として記載されているわけですから、この時点でプラスワンと田中威之氏は「株主としての議決権」を「行使することを合意している」ことが合理的に推認されるところ、同年5月31日時点で、プラスワンはアサヒ衛陶株式を2.87%、田中威之氏は同じく3.19%をそれぞれ保有しており（合計持株割合6.06%）、また、同年11月30日時点で、プラスワンはアサヒ衛陶株式を2.83%、田中威之氏は同じく3.16%をそれぞれ保有していた（合計持株割合5.99%）以上、遅くとも同年9月30日には、この両者を共同保有者とする大量保有報告書の提出が必要となると考えられます。

然るところ、プラスワンは、2020年10月29日付けで提出した変更報告書No. 1を最後に、アサヒ衛陶株式の保有につき変更報告書を提出しておらず、当該変更報告書では共同保有者の記載も一切ありません。さらに、保有目的は「純投資」とのみ記載されています。

以上を踏まえて、貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有しているプラスワンが、①星野和也氏、金井和彦氏及び田中威之氏を共同保有者として大量保有報告書の変更報告書を提出しなかった理由、②2020年10月29日付け変更報告書では保有目的を「純投資」としているにも拘らず、上記のとおりそのわずか1年余り後に、プラスワンがアサヒ衛陶に臨時株主総会招集請求を行って旧経営陣を退陣させ、プラスワン代表取締役の尾端氏が自らアサ



ヒ衛陶の代表取締役社長に就任した理由、③尾端氏がアサヒ衛陶の代表取締役社長をわずか2か月で辞任し、取締役も約3か月で退任している理由について、それぞれ具体的にご説明ください。

(3) 貴社へのSTAND UP GROUPからの融資について

貴社の回答書(8)によれば、「当社が保有する貴社株式について担保権が設定されている事実はありません。STAND UP GROUP・・・から当社への融資に関しては、SUG社において判断されたものですから、先方がどのような審査・判断過程を経て当該融資を実行されるに至ったのか、当社では回答できる立場にございません」とのみ回答され、貴社と合同会社STAND UP GROUPないし出資者の中山勇介氏及び笹澤知夫氏との関係については回答を避けられていますが、合同会社STAND UP GROUP(並びにその出資者の中山勇介氏及び笹澤知夫氏)は貴社による当社株式の大量買集めの唯一の資金源であり、貴社が当社の経営支配権の取得を企図されている以上、(ア)出資者たる中山勇介氏及び笹澤知夫氏と貴社との関係(合同会社STAND UP GROUPが無担保で貴社に対して当社株式の大量買集めの資金全額に当たる7億円超を貸し付けているということは、出資者たる中山勇介氏及び笹澤知夫氏が当社株式の大量買集めを主導した者である可能性も否定しきれません。)、(イ)中山勇介氏及び笹澤知夫氏の素性或資金源については、本臨時株主総会において議決権を行使される当社の株主にとって重大な関心事となりますので、上記(ア)及び(イ)につき、それぞれ具体的かつ詳細にご回答ください。

また、貴社が当社株式の取得資金全額を借り入れている合同会社STAND UP GROUPの出資者(中山勇介氏及び笹澤知夫氏)のうち笹澤知夫氏については、当社が調査したところ、以下の事実が判明しています。

- ① 合同会社STAND UP GROUPの笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所と、「全国10万件以上のお医者さんガイド」を展開している株式会社セットアップ(以下「セットアップ」という。)の代表取締役を務めている笹澤知夫氏の商業登記簿上の住所が一致していることから、両者は同一人物と認められること
- ② セットアップの経理処理の場所は「東京都新宿区高田馬場2-15-6-2F」とされているところ(<https://ssl.10man-doc.co.jp/mart/mart.cgi?mode=note>)、これは、笹澤知夫税理士が所長を務める笹澤会計事務所の所在地(東京都新宿区高田馬場2-15-6牛丸ビル2F)と一致していることから(<http://sasazawakaikai.com/index.html>)、合同会社STAND UP GROUPの笹澤知夫氏は笹澤会計事務所所長の笹澤知夫税理士と同一人物の可

能性が高いこと

以上を踏まえて、笹澤知夫氏についての上記①及び②の事実には誤りがありましたらご説明ください。

その上で、仮に上記①及び②の事実には誤りがない場合には、笹澤知夫氏は、貸金業者として登録しているわけでもなく、貴社とは全く関係ないビジネスを営んでいるにも拘らず、貴社に対して、貴社株式につき何らの担保権も設定されないままに合同会社STAND UP GROUPから7億円超もの融資がなされるに至っているのは、金融債権者による通常の融資実務からは合理的に説明できない態様であると考えられるため、そのような融資を受けることが可能であった理由につき、詳細にご回答ください。

(4) 貴社代表者尾端氏が代表取締役を務めるプラスワンによるオプトロムへの貸付けの貸金業法違反の有無について

ア 当社の質問状(9)でご質問したとおり、オプトロムの適時開示によれば、現在貴社代表者尾端氏が唯一の代表取締役であってその全株式を保有しているプラスワンは、オプトロムに対して、2014年9月25日及び同月30日の2回に分けて、それぞれ2000万円及び2500万円の運転資金の貸付けを行っている旨記載されています。もっとも、当社の質問状(1)に記載したとおり、当社が調査したところによれば、プラスワンは貸金業法上の登録をされていないようですが、プラスワンからオプトロムへの複数回に亘る貸付けが貸金業法との関係で問題ないのか、貴社としてのご認識をご説明ください。

イ 上記アに関して、貴社の回答書(8)では、「プラスワンHDは、金銭の貸付を業として行っているものではありませんので、違反しておりません」とのみ回答されていますが、貸金業法上の貸金業の「業として行う」とは、反復・継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものをいうと解されているところ、最高裁の判例上、これに該当するには、反覆継続の意思をもって金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介をする行為をすれば足り、貸付けの相手方が必ずしも不特定多数の者でなくとも貸金業に該当する(特定の一名の者に対する貸付けでも「業として行う」に該当し得る)ものとされています(最判昭和29年11月24日刑集8巻11号1860頁及び最判昭和30年7月22日刑集9巻9号1962頁参照。なお、東京高判平成28年12月12日判例時報2349号18頁も参照)。そして、貸金業を営もうとする者は、財務局長等又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされています(貸金業法3条1項、45条、同法施行令6条1項)。

然るところ、プラスワンは、公表情報から判明する限りでは、2017年12月期以降公表情報から判明する直近の2019年12月期まで当期純利益はマイナスであり、総資産も1億円程度で、それ以前も同様の状況だったと推測される  
ところ、それにも拘らず、オプトロムに対して2回に分けて合計4500万円もの貸付けを行っていることから、「反覆継続の意思をもって」オプトロムに対して貸付けを行っているとも考えられるところです。

上記にもかかわらず、なぜ「金銭の貸付を業として行っているものではありません」と言えるのか、前提としている事実関係及び法解釈を詳細にご説明ください。

ウ オプトロムについては、最終的に、2015年10月1日に、第三者割当予定先の企業グループの実質的経営者等に係る反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す反社（反社会的勢力）チェック結果の情報を隠蔽し、名古屋証券取引所に報告せず、隠蔽が発覚した後も虚偽の報告及び開示を行っていたことを理由として、上場廃止となるに至っていますが<sup>15</sup>、オプトロムは上記虚偽開示の一環として、プラスワンとの関係について、当初は「資本関係、人的関係、取引関係について、該当事項はありません」としていたにも拘らず、後にその部分を「代表取締役である尾端氏には、当社の新規事業の推進にご協力いただく予定でありま  
す」と訂正しており<sup>16</sup>、貴社代表者尾端氏がオプトロムに対して新規事業に協力することを申し出ていることを、何らかの理由から開示しなくなかったのではないかと懸念される  
ところです。貴社代表者尾端氏が支配し、経営されている会社について、他の上場会社の上場廃止の理由とされた虚偽開示との関係で、貴社代表者尾端氏の名前が登場することについては、上場会社である当社として懸念を抱かざるを得ませんので、貴社代表者尾端氏がオプトロムに対して新規事業に協力することを申し出ていることについて、

- ① オプトロムが2014年9月のプレスリリースで記載しなかったのは貴社代表者尾端氏からの依頼によるものであるのか、
- ② 貴社代表者尾端氏からの依頼でなければ、どのような経緯で記載されず、貴社代表者尾端氏はなぜ記載されないことを受け入れたのか、及び
- ③ ここで触れられている「新規事業」とは具体的にどのような事業なのかにつき、それぞれ具体的にご説明ください。

#### (5) 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係及び貴社の

<sup>15</sup> オプトロムの2015年8月31日付けリリース「名古屋証券取引所による当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」参照。

<sup>16</sup> オプトロムの2015年8月28日付けリリース「(訂正)平成25年12月から平成27年6月までの当社の適時開示資料の一部訂正について」56頁、58～59頁参照。

## リアルビジョン株式会社に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

当社の質問状（９）でも記載しているとおり、以下の事項については、貴社代表者尾端氏が代表取締役役に就任する２０２２年３月１２日以前の事項であることは認識していますが、これらについては、貴社自身に関する事項であって、貴社代表者尾端氏も前代表者である橋祐司氏から貴社株式を譲り受ける際に説明を受けている（特に、貴社の財務状況については当然説明を受けている（貴社代表者尾端氏としても、経営者として当然調査している）はずの）事項である、又は少なくとも現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じますので、詳細にご説明ください。

### ア 貴社とN. D. C INVESTMENT PTE. LTD. の関係について

当社の質問状（９）に記載したとおり、リアルビジョンの適時開示によれば、①（当社の質問状（８）で記載したとおり、）貴社は、２０１４年３月１３日、N. D. C INVESTMENT PTE. LTD.（当時の代表取締役は黒澤明宏氏。以下「NDC」といいます。）から、リアルビジョン株式１４２，０００株（取得価額総額は３，２８０万２，０００円）及び新株予約権３，３３０個（その行使価額総額は６，９９３万円）を譲り受けており（当該新株予約権行使後におけるリアルビジョンに対する議決権割合は７．４９％）、当該適時開示において、NDCによる譲渡先（貴社）の選定理由につき、（当時の）「N&Mの代表取締役である橋祐司氏がNDCの株主でありNDCと人的交流もあるため」とされているほか、②２０１３年１２月９日、リアルビジョンがNDCほかに第三者割当ての方法により新株及び新株予約権を発行していることを発表する適時開示においても、貴社の当時の代表者である橋祐司氏が、NDCの「主たる出資者」（橋祐司氏はNDCの株式の８２．８％を保有）である旨記載されております。なお、NDCは、リアルビジョンのほかにも、株式会社プリンシパル・コーポレーション（現在の商号はグローバルアジアホールディングス株式会社）等の上場会社に対する出資を行っており、上記の事実関係に照らせば、貴社は当時、NDCを通じて他の上場会社又はそれらに出資した者との間で関係を有していたはずであり、現在においてもその関係が継続している可能性を否定できないと考えております。

- ① このため、貴社とリアルビジョンとの関係に加えて、貴社とNDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間で現在も何らかの人的関係その他の関係があれば、その内容を具体的にご説明ください。
- ② また、仮に現時点において、リアルビジョン（現商号はRVH）や、NDCないしNDCが出資した他の上場会社及びそれらに出資した者との間に、何らの人的関係もその他の関係もないとされるのであれば、上記出資との関

係で、いつ、どのような経緯で関係を断たれたのか具体的にご説明ください。

- ③ なお、貴社の回答書（８）では、「当社が把握している限りにおいて、当社とNDC並びにNDCが出資した他の上場会社及びそれらの出資した社との間で、現在、何らかの人的関係等はありません」「尾端が代表を務めることとなった時点でNDCと関係はございませんでしたので、過去の関係性の点も含め同社との関係解消時期及び経緯については、当社において回答はできかねます」と回答されておりますが、この点は、貴社の前代表取締役である橋祐司氏から一切説明を受けていないということでしょうか。

#### イ 貴社のリアルビジョン株式に関する変更報告書提出懈怠の疑いについて

また、上記のとおり、貴社は、2014年3月13日付けでNDCからリアルビジョン株式142,000株及び新株予約権3,300個を譲り受けたことに伴い、同月20日付けでNDCと連名で大量保有報告書を提出しています（株券等保有割合は新株分が2.24%。新株予約権分が5.25%の合計7.49%）。現に、2014年3月31日時点のリアルビジョンの大株主にも、貴社（当時の商号は株式会社N&Mマネジメント）が第5位株主（所有株式数142,000株。持株割合2.4%）として登場しています（リアルビジョンの2014年6月25日付け有価証券報告書22頁）。

その後、同年8月22日になって、リアルビジョンは貴社が保有していた上記3,330個の新株予約権を全て取得しているところ（リアルビジョンの同年8月7日付け「第1回新株予約権の取得に関するお知らせ」）、EDINET上、貴社からは取得した株式及び新株予約権の増減についてその後変更報告書が提出された形跡は全くありません。それにも拘らず、2014年9月30日時点のリアルビジョンの大株主からは貴社は登場なくなっています（リアルビジョンの2014年11月14日付け第2四半期報告書8頁。第10位株主の持株割合は1.28%）。

- ① この点、貴社が行った当社株式の大量買集めにおいても、当社の2022年4月22日付けプレスリリースで指摘したとおり、遅くとも同月4日には大量保有報告書を提出して、一般株主及び投資家の投資判断にとって非常に重要な情報である、株式の取得状況や保有目的（「重要提案行為等を行うこと」）について開示すべきであったのにこれを開示しないまま、同月5日以降も4日間で合計23万株（所有割合にして1.50%相当）の当社株式を買い増した結果、当社の主要株主となるに至っており、金商法27条の3第1項及び同法27条の5第1項に規定される書類の提出期限（報告義務発生日から5営業日以内）を大幅に徒過するといった法令に違反する行為を行っ

ているところであって、貴社による大量保有報告書の提出懈怠・提出遅延が繰り返されているのではないかと懸念されます。従って、以上の懸念に鑑み、上記リアルビジョンの株式について変更報告書を提出していない理由について、具体的にご説明ください。

- ② なお、貴社の回答書（１）では法令等違反の事実について「ありません」と断言されていたにも拘らず、その後、貴社の貸借対照表公告義務違反について指摘されるや、回答書（２）においては、尾端氏の代表取締役就任「以前の期間に係る貸借対照表公告の義務違反については、当社（尾端）において、把握できておりませんでした」と回答を修正されると共に、その後は論点をすり替えて貴社の財務内容の回答を頑なに拒まれている状況と認識しておりますが、冒頭にも記載したとおり、これらについては、貴社自身に関する事項であって、貴社代表者尾端氏も前代表者である橘祐司氏から貴社株式を譲り受ける際に説明を受けている事項である、又は少なくとも現時点において貴社として当然把握されているべき事項と存じますので、貴社の回答書で法令等違反の事実について「ありません」と断言されたこととの整合性を含めて詳細にご説明ください。

草々